

高松市監査委員告示第23号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年8月20日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 井上孝志
同 落合隆夫

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析について

対象部局	健康福祉局こども未来部こども園運営課	
措置通知日	平成25年4月4日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 教育環境の整備充実とコスト削減に取り組むべきもの(幼稚園)	本件については、平成22年度までに全公立幼稚園の耐震化を完了したものの、建築後30年を経過する施設が多数を占めることから、教育・保育環境の充実や整備コストの平準化を図るため、平成23年度に市立幼稚園の長寿命化計画を策定した。 今後、コストの縮減を図りながら、計画的な大規模修繕等に取り組むこととしている。	

第2 平成22年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について

対 象 部 局	財政局財政課
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 7 月 1 7 日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 多額の借金をして大規模な設備投資をする際、市民へ市の行政に及ぼす影響額等の情報提供をすることについて	予算編成過程や決算などを本市ホームページおよび広報たかまつにて公開していることに加え、平成 2 4 年 9 月から、市債残高の増減を表示する「借金時計」をホームページで公開し、市民一人当たりの市債残高を示すなど、市民への影響額を情報提供した。

第 3 平成 2 3 年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松市のライフインフラとしての福祉

対 象 部 局	健康福祉局こども未来部子育て支援課
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 3 月 1 8 日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 施設整備目標の妥当性判断のため情報を収集すべきもの（病児・病後児保育）	こども未来計画の中で、平成 2 6 年度末までに 1 か所増の目標を掲げている。施設増が適当かどうかの判断材料を収集することを目的に、現在委託している施設 4 か所において、利用を断った件数の月次報告の提出を平成 2 4 年 3 月 6 日付けで依頼した。利用が断られたことにより、他の施設を利用したなどの追跡調査が必要であるが、その相手の氏名等の情報を得るには、個人情報保護の観点から困難であると判断した。
(2) 照合確認した証跡を残すべきもの（病児・病後児保育）	「高松市病児・病後児保育事業利用申込書」について、担当課において、事業を実施した施設から提出される「病児保育事業利用状況報告書」および「病児保育利用台帳」と照合を行ったのち、照合済みのチェックをするよう改善した。
(3) 申込書の記載内容を工夫し、記載の不備を防ぐ取組をすべきもの（病児・病後児保育）	高松市病児・病後児保育事業利用申込書について、記載不備が無いように事業実施施設に対し、口頭により指導を徹底した。
(4) 収支内容について確認すべきもの（病児・病後児保育）	毎年度、国の基準に基づき委託料を算出しているが、事業終了後、提出される実績報告の収支報告書について、

	添付の収入・支出調書について適切に執行されているか、確認を行うよう改善した。
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 施設配置の計画と受託先の公募について（病児・病後児保育）	こども未来計画の中で、平成26年度末までに1か所増の目標を掲げており、現在当該施設の無い西部エリアで開設できるよう、ホームページ等で広く周知し受託先の公募を行い、こども未来計画の最終年度までに、委託先の選定作業を行う。
(2) 市が関与すべき範囲の検討について（病児・病後児保育）	事故等の発生に対応するため、委託施設において保険を義務付けている。また、事故の際の報告様式を定め、委託施設に依頼するとともに、市としての対応についてマニュアルを整備した。
(3) 申込書への医療機関の意見の反映と証跡を残すことについて（病児・病後児保育）	病児・病後児保育事業実施施設において、平成24年4月1日から医師記入欄を設けた様式に変更し、医療機関の意見の反映と証跡を残すよう徹底した。
(4) 収支計算書の検証方法の検討と第三者による監査について（病児・病後児保育）	収支計算書に添付された領収書等書類を確認することにより、書類との整合性を確認している。また、収支計算書に第三者からの監査を受けるよう義務付け、チェックリストを作成した。
(5) 利用の実態を反映した負担金の算出について（病児・病後児保育）	平成24年4月から大川総合病院で病児保育事業が開始されたため、さぬき市からの負担金は廃止になった。
(6) 病後児保育施設の配置と必要性の検討について（病児・病後児保育）	はらこどもセンターについては、高松市の東の端に位置することから、利用者のほとんどが、はらこどもセンターに通う児童である。合併時から引き継いだ施設でもあり、必要性はあるものと判断した。今後、全体的な配置を検討する中で、あり方について検討していくこととした。
(7) 施設に対するニーズの把握と整備計画の策定について（病児・病後児保育）	こども未来計画の中で、平成26年度末までに1か所増の目標を掲げている。施設増が適当かどうかの判断材料を収集することを目的に、現在委託している施設4か所において、定員超過などの理由により、利用を断った件

	数の月次報告の提出を平成24年3月6日付けで依頼した。他の計画との整合性を図りながら、施設に対するニーズを把握し、適正な施設整備を行っていく。
--	---

対 象 部 局	健康福祉局子ども未来部子育て支援課子ども女性相談室
措 置 通 知 日	平成25年3月18日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 市費による追加支給の範囲について必要性を検討し、決定根拠を保存すべきもの（助産施設）	<p>市費による追加支給の範囲について、他市の状況を踏まえ、社会通念上必要な経費として認められる範囲を市民病院と協議を行い、実施している。</p> <p>今後、診療報酬の改正などの機会を捉え、支給範囲を精査するとともに、検討結果を明文化し、決定根拠として保存することとした。</p>
(2) 施設選定の妥当性を検討し、検討結果を保存すべきもの（助産施設）	<p>現時点では、高松市内で助産施設としての設置要件を満たしている施設は、高松市民病院のみであり、選定されている。</p> <p>今後「高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」等に基づき、設置要件等を満たし、香川県が認可すれば、他の施設への委託も検討していくこととした。</p>
(3) 施設建設に対する説明責任を果たすべきもの（高松市屋島ファミリーホーム）	<p>各種の起案等事務処理については、現在、文書規程、事務決裁規程に基づき行っている。</p> <p>また、指定管理者が作成している施設の管理運営に係る報告・記録データ等について、市としての説明責任を果たすため、文書（データ）化して保存している。</p>
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 施設設置の必要性等の検討について（助産施設）	<p>児童福祉法に基づき、高松市助産施設条例が制定される中で設置された施設であり、施設設置の必要性はあるものと判断している。</p> <p>病床数については、高松市民病院において20床を確保しており、今後の実態等を見極めながら対応することとした。</p>
(2) 退所後の相談について具体的な	退所後の相談業務等については、施

<p>実施方法をマニュアル化し、記録することについて（高松市屋島ファミリーホーム）</p>	<p>設を直接的に管理運営する指定管理者との契約等の中で、明確に義務付けられており、その記録については各年度の実績報告資料として提出されている。そして、その履行については、施設管轄課による随時の確認をはじめ、行政の施設監督部門による監査・指導等により、定期的実施されている。</p>
<p>(3) カルテの作成,保存について(高松市屋島ファミリーホーム)</p>	<p>世帯ごとのカルテに関しては、児童相談記録または女性相談記録として、既にカルテ的な情報整理のしくみが構築されており、母子生活支援施設での毎月の記録や報告情報等と合わせて、重要な情報は既に保存されている。</p>
<p>(4) 施設建設時の現況分析や入所者の推計等の分析資料,意思決定資料の保存について(高松市屋島ファミリーホーム)</p>	<p>各種の起案等事務処理については、現在、文書規程,事務決裁規程に基づき行っている。 また、入居者の推計等の分析資料は、各種検討に役立てるため、文書(データ)化して保存している。</p>
<p>(5) 一般世帯の入所を促進すること,保育士等の配置を検討すること,また,検討内容を文書化,保存することについて(高松市屋島ファミリーホーム)</p>	<p>一般世帯の入所措置について検討した結果、母子生活支援施設が児童福祉法に基づく施設として、その目的や根拠により設置されていることから、現行法制上、対応は困難であると判断した。 指定管理者に求められている職員体制の支援員については、保育士の資格を有する職員が既に2人以上配置されている。また、市民ボランティアなどとの協働をより一層推進することについては、現在の指定管理者の独自の取組の中で、地元の自治会,老人クラブとの交流活動や文化作法(茶道教室)講師による学習指導等,定期的な協働事業を展開しているので、今後とも実施継続を促していく。 措置の検討内容や指定管理者が作成している報告・記録データ等については、市としての説明責任を果たすため、また、後日の各種検討に役立てるためにも、文書(データ)化して保存している。</p>

<p>対 象 部 局</p>	<p>健康福祉局長寿福祉部介護保険課</p>
<p>措 置 通 知 日</p>	<p>平成25年3月28日</p>

【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>(1) 不正受給に関する市民からの通報を網羅的に把握，対応する管理方法の検討について</p>	<p>市民等からの通報など，サービス提供事業所への苦情や，サービス利用についての相談等について，相談指導係を担当とし，苦情・相談整理票により記録，電磁的に保存して，係内で情報共有するとともに適宜対応している。</p> <p>高齢者台帳システムにより，高齢者の相談内容等を地域包括支援センター等の関係課の情報を共有し活用している。</p> <p>ホームページへの掲載等や，「市政出前ふれあいトーク」の活用などを継続して行い，市民に広く理解していただけるように努める。</p> <p>相談事例は多岐であり，事例別に整理していくことは困難であるが，もっと高松の「よくある質問と回答」のコーナーに掲載している介護保険課のQ & Aを，必要に応じて拡充していく。</p> <p>職場内の研修や打ち合わせ会などにより，各制度について精通するとともに，事務が適正に進められていくように努める。</p>
<p>(2) 適切な介護サービス利用のための環境整備について</p>	<p>介護保険が適切に運用されるよう，市民に介護保険のサービス内容や手続き，財政状況について，市政出前ふれあいトーク等を継続的に実施するとともに，より効果的な周知資料や周知方法を検討していくこととした。</p>

対 象 部 局	健康福祉局長寿福祉部介護保険課，同部長寿福祉課	
措 置 通 知 日	平成25年3月28日	
【意見を付された事項】	【措置された内容】	
<p>(1) 介護施設への待機者に対する体制整備について</p>	<p>介護施設への待機者に対する体制整備については，第5期高松市高齢者保健福祉計画（24年度～26年度）において，施設サービス基盤の充実を重点課題としており，待機者の状況等から見込んだサービス見込量を満たす整備を行い，待機者の解消を図っていくこととしている。</p> <p>今後，計画に盛り込んだサービス基盤の整備を計画的に推進していく。</p>	

対 象 部 局	健康福祉局長寿福祉部介護保険課，国保・高齢者医療課
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 3 月 2 8 日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 医療・介護サービスの連携ができる仕組みと組織横断的な連絡調整体制の構築について	<p>医療・介護サービスの連携ができる仕組みと組織横断的な連絡調整体制の構築については，これまで，香川県国民健康保険団体連合会から提供される介護情報と医療情報との突合データをもとに，適正な介護サービス費給付の支給に努めてきたところである。</p> <p>現在，同連合会に，香川国保データ分析システム検討委員会が設置されており，今後において，「医療費・介護給付費の動向把握と重点課題抽出」「重点課題対策推進方策の検討」などのテーマで検討が行われることから，その検討結果を踏まえ，医療・介護サービスの連携ができる効果的な仕組み等について，可能なことから取り組んでいく。</p> <p>また，介護保険および国民健康保険に係る保険給付費の適正化について関係課が連携を強化し，保険給付費の実態の分析や対応策の検討，地域への周知啓発を効率的・効果的に行う保険給付費適正化プロジェクトチームを，平成 2 5 年度に立ち上げることにした。</p>

対 象 部 局	健康福祉局障がい福祉課
措 置 通 知 日	平成 2 5 年 3 月 2 9 日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) サービス提供実績記録票は，利用者による確認の上，回収されるべきもの（移動支援事業等）	<p>今後，サービス提供実績記録票回収時にサービス等提供の証拠を確認するため，平成 2 5 年 4 月申請分から職務に従事したことが分かる出勤簿等の写しを提出するよう，平成 2 5 年 1 月 1 0 日付けで，対象事業所へ通知した。</p>
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 事務処理ルールの規定化について（移動支援事業等）	<p>平成 2 4 年度に事務処理マニュアルを作成した。</p>

(2) 業者登録に係る申請書の改善について（移動支援事業等）	平成25年度から、高松市地域生活支援事業実施要綱第7条の地域生活支援事業実施事業者登録申請書に事業区分を記載する様式に変更した。
(3) 虚偽請求に関するチェック機能の構築について（移動支援事業等）	平成25年4月申請分から職務に従事したことが分かる出勤簿等の写しを提出するよう通知し、虚偽請求の有無を確認することとした。
(4) 簡便な事務処理方法の検討について（移動支援事業等）	事務処理方法について検討した結果、請求書合計と添付書類の照合および利用者ごとの利用実績の入力により、上限を超えていないことの確認は、必要不可欠な事務処理であるので、現在の方法が確実に現実に即していると判断した。

対 象 部 局	健康福祉局障がい福祉課	
措 置 通 知 日	平成25年5月13日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 国の制度に加重する必要性、水準の妥当性を検討し、その過程を文書化することについて（育成医療費等負担費用助成事業）		障がい者に対する医療費助成のあり方および全体の均衡を踏まえるとともに、県内の他市町や中核市の状況を調査の上、市として国の制度に加重する必要性、水準の妥当性について、局内検討プロジェクトチームにおいて検討した結果、事業を継続することとし、検討の過程および結果を取りまとめた上、報告書を作成した。
(2) 制度対象の妥当性の検討について（障がい者に対する医療費の助成）		障がい者に対する医療費助成のあり方および全体の均衡を踏まえるとともに、県内の他市町や中核市の状況を調査の上、制度対象の妥当性について、局内検討プロジェクトチームにおいて検討した結果、事業を継続することとし、検討の過程および結果を取りまとめた上、報告書を作成した。

対 象 部 局	健康福祉局障がい福祉課	
措 置 通 知 日	平成25年7月3日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 定員について要綱の変更を検討すべきもの（手話奉仕員養成事業）		手話奉仕員養成講座の定員について、要綱の変更を検討した結果、要綱は従来どおりとし、平成25年度から

	は、要綱に定める定員40人として募集した。
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 政策会議に当たっての資料作成について（障害者福祉施設の整備事業）	資料作成に当たっては、施設の建設年月日を把握し、更新時期も見据えて作成した。
(2) 実績の把握と委託方法等の検討について（相談支援事業）	委託方法等の検討の結果、委託料については、相談内容が多岐にわたるため、1件あたりいくらという考え方は実質にそぐわないことから、平成23年度に見直しを行い、平成24年度から相談支援事業において各事業所とも一定額とした。
(3) 時間管理のできる実績報告書の様式変更について（要約筆記奉仕員派遣事業）	平成23年度の実績報告から、時間管理のできる様式に変更した。
(4) 利用要件の審査資料を残し、判断の妥当性を検証できる運用の検討について（身体障害者訪問入浴サービス事業）	平成24年度申請分から、判断の妥当性が検証できるよう、現地確認の際に、浴室の写真撮影、対象者への聞き取り等を適切に行うよう改善した。
(5) 事業内容が目的に合致しているかの検討について（障害児を守る日事業）	高松市障害者を守る会総会や臨時総会で検討を行った結果、障害児（者）の福祉に関する市民意識の高揚を図るための事業として、一定の成果が得られているとの結論になった。また、総会等の検討経過については、議事録を作成した。
(6) 実施場所、実施内容、補助対象経費の見直しについて（障害者社会見学事業）	要領の改正を行い、「市内に住む障害者など」に対する事業とした。また、実施場所については、平成24年度高松市障害者を守る会臨時総会での協議の結果、従来どおり、高松市文化芸術ホールで開催することとした。 なお、平成24年度地域生活支援事業の国庫補助対象事業となったことにより、検討の結果、事業を継続することとした。
(7) 事業廃止の検討について（身体障害者等更生資金利子補給）	平成25年度から新規貸付対象者への更正資金利子補給については、廃止した。
(8) 事業の在り方の検討について（障害者（児）紙おむつ給付事業）	障害者にとって必要性の高い事業であり、縮小することはできないことから、事業を継続することとした。
(9) 制度の改廃を含めた検討について（在宅重度障害者介護見舞金）	障害者にとって必要性の高い事業であり、縮小することはできないことから、事業を継続することとした。

(10) 相談実態の正確な把握と契約方法の見直しについて（身体障害者相談員）	相談員の活動は、相談件数の多少にかかわらず相談員の時間的な拘束を伴うことや、ボランティア的な活動も含まれている実態に鑑み、現在の報酬月額は、相談員の実質的な経費として妥当であると考えられることから、事業を継続することとした。
(11) 相談実態の正確な把握と契約方法の見直しについて（知的障害者相談員）	相談員の活動は、相談件数の多少にかかわらず相談員の時間的な拘束を伴うことや、ボランティア的な活動も含まれている実態に鑑み、現在の報酬月額は、相談員の実質的な経費として妥当であると考えられることから、事業を継続することとした。
(12) 補助金額削減の検討について（高松市障害者を守る会事業）	街頭キャンペーンと障害児作品展の事業については、障害児（者）の福祉に関する市民意識の高揚を図るための事業として一定の成果が得られていると考えられる。 なお、高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成23年度から補助金額を見直した。
(13) 参加者の一部負担の実施と減額の検討について（心身障害児社会見学事業）	平成23年度については、学校等で保険に加入していない人には、保険料として100円を自己負担とし、平成24年度からは、参加料として入場料の一部500円を自己負担とした。それに伴い、補助金の減額が図られた。
(14) 補助対象経費の見直しと減額の検討について（障害者社会見学事業）	開催日を土日から、施設の職員の付き添いがしやすい平日としたことで、参加者の増加が見られた。補助金額については、高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成23年度から補助金額を見直した。
(15) 補助対象経費の見直しと減額の検討について（高松市手をつなぐ育成会事業）	高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成23年度から補助金額を見直した。
(16) 補助事業廃止の検討について（身体障害者結婚祝金事業）	高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成25年度から廃止した。
(17) 補助事業廃止の検討について（在宅重度障害者慰問見舞金事業）	高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成25年度から廃止した。
(18) 補助対象経費の見直しと減額の検討について（高松市身体障害者協会事業）	高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成23年度から補助金額を見直した。
(19) 補助対象経費の見直しと減額の検討について（高松市肢体不自由	高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成23年度から補助金額を見

児・者父母の会事業)	直した。
(20) 補助対象経費の見直しと減額の検討について(香川県中途失聴・難聴者協会事業)	高松市補助金等の見直し方針に基づき、平成23年度から補助金額を見直した。

第4 平成24年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松市の関連諸団体

対 象 部 局	健康福祉局障がい福祉課
措 置 通 知 日	平成25年6月27日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 会則に会計期間を記載すべきもの(高松市障害者を守る会)	平成25年度から、高松市障害者を守る会会則に会計期間を記載するように改め、総会にて承認を得た。
(2) 支出手続きを分掌すべきもの(高松市障害者を守る会)	平成25年度から、事務担当者が銀行出金伝票を添えた支出伺を起案し、出金伝票は支払承認時に、印鑑管理者である係長が押印するように改めた。
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて(高松市障害者を守る会)	平成25年度から、担当者が預金通帳を管理し、印鑑の管理者である係長が支払承認時に押印することとし、出納事務を改善した。
(2) 総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について(高松市障害者を守る会)	高松市障害者を守る会会則に議事録の作成を記載するように改め、署名を行うことについては、総会において承認を得るとともに、平成25年度から実施した。
(3) 監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて(高松市障害者を守る会)	平成25年度から、監事監査のチェックリストを監査時に提示し、必要事項の監査を受けた。
(4) 財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて(高松市障害者を守る会)	平成25年度から、財産目録を作成し、監査を受けた書類を総会資料とした。
(5) 監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事および会の意思決定機関への確認について(高松市障害者を守る会)	監査報告の監事の署名印影については、原本保管の上、記名と®記号を記載したものを配布することについて、監事および総会で承認を得て、平成25年度から実施した。